

利用のために

1 この結果表には、調査日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は含まれていない。

2 この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名を例示のとおり略しており、また、重化学工業は分類番号に()を付し軽工業と区分している。

《例示》

12	食料品	食料品製造業
13	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
(20)	化学	化学工業
(21)	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業

3 この結果表の従業者規模区分は、調査期日(平成10年12月31日)現在の従業者数による。

4 統計表中の産業3類型別(基礎素材型、加工組立型、生活関連型)の区分は次のとおりである。また、末尾に基、加、生をつけて区分した。

〔基礎素材型産業〕

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業

〔加工組立型産業〕

一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業

〔生活関連型産業〕

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、家具・装備品製造業、出版・印刷・同関連産業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

5 統計表中の地域は次のとおりである。

福岡地域

福岡市、甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、糸島郡

筑後地域

大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡、三池郡

筑豊地域

直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

北九州地域

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡

6 集計項目の説明

事業所数 平成10年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、通常、工場、製作所、製造所、加工所と呼ばれているものの数である。

従業者数 平成10年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

常用労働者には次のものを含む。

- イ 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。
- ロ 前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者
- ハ 有給の家族従業者。

現金給与総額 平成10年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（退職金、日雇いの給与等）の合計額である。

原材料使用額等 平成10年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計額であり、消費税額が含まれている。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額である。

燃料使用額は、製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車両の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。

電力使用額とは、購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。

委託生産費とは、下請工場等に原材料、半製品等を支給し、製造、加工させた場合に支払った、または支払うべき加工賃である。

製造品出荷額等 平成10年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の売り払い収入額、及びその他の収入額を含む。）、加工賃収入額、修理料収入額の合計額であり、内国消費税が含まれている。

製造品出荷額とは、事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成10年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する主要原材料、または半製品等に製造または加工を行い、受け取った、または受け取るべき加工賃である。

修理料収入額とは、修理を行って受け取った、または受け取るべき収入額である。

その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の剰余電力の販売収入額等である。

製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品、仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託加工品を含み、受託加工品は含まない。

有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。

7 製造業係数算式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末額} - \text{半製品及び仕掛品年初額}) \end{aligned}$$

ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額等を計上した。

$$\text{付加価値額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

ただし、従業者9人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等}$$

$$\text{付加価値率\%} = \{ \text{付加価値額} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \} \times 100$$

$$\text{原材料率\%} = \{ \text{原材料使用額等} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \} \times 100$$

$$\text{現金給与率\%} = \{ \text{現金給与総額} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \} \times 100$$

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産年間取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減}$$

ただし、従業者規模10～29人の事業所については取得額を計上した。

8 内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。

9 この統計表の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したものである。

10 統計表には、単位未満を四捨五入したため総数と内訳が一致しない場合がある。

11 統計表の記号は次のとおりである。

「 - 」 該当なし。

「 X 」 事業所数が1または2についての数字を秘匿したことを示す。また、前後の関係から「 X 」の数字が判明する場合には、3以上の事業所に関する数字についても「 X 」とし、その数字は、計の欄に含まれている。

「 」 負数であることを示す。

「 0 」、「 0.0 」 四捨五入のため単位表示未満のもの。

12 この結果表は本県において独自に集計したものであり、後日、経済産業省から公表される数字と相違することがある。

13 工業統計調査で用いる産業分類及び商品分類は、日本標準産業・商品分類を基に、工業統計調査用に一部組み替えたものである。

14 品目別産出事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を出荷した事業所のすべてが集計されている。

また、品目別産出事業所数は品目ごとの産出事業所数を合計した延べ事業所数であり、従って、産業別統計表において産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数値となっている。

15 品目別統計表の製造品出荷額には、特殊品目出荷額、冷蔵保管料、販売電力、新聞・雑誌広告料金、製造工程から出たくず、廃物は含まれていないため、産業別統計表の製造品出荷額の数値とは若干相違する。

16 日本標準産業分類の第10回改訂（平成5年10月）に伴い、平成6年より新産業分類（工業統計調査用産業分類及び商品分類）によって調査を実施している。

本書では、平成5年以前の数字について、新産業分類に組み変えて使用しているため、以前の報告書と一部異なる部分がある。

特 定 業 種 一 覧 表

(別表)

産 業 分 類		備 考
小 分 類 (3けた)	細 分 類 (4けた)	
143 ねん紙製造業	1431 ねん紙製造業(かさ高加工系製造業を除く) 1432 かさ高加工系製造業	
144 織物業	1441 絹・スフ織物業 1442 絹・人絹織物業 1443 毛織物業 1444 麻織物業 1449 その他の織物業	} ・幅13cm未満の細幅織物(1485)を除く。
145 ニット生地製造業	1451 丸編ニット生地製造業 1452 たて編ニット生地製造業 1453 横編ニット生地製造業	
152 ニット製外衣・シャツ製造業	1521 ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)製造業 1522 ニット製アウターシャツ類製造業 1523 セーター類製造業 1529 その他のニット製外衣・シャツ製造業	
153 下着類製造業の一部	1532 ニット製下着製造業 1534 ニット製寝着類製造業	・織物製下着製造業(1531)、織物製寝着類製造業(1533)、補整着製造業(1535)を除く。
156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業の一部	1564 靴下製造業 1565 手袋製造業	・ネクタイ製造業(1561)、スカーフ・マフラー製造業(1562)、ハンカチーフ製造業(1563)、帽子製造業(1566)、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業(1569)を除く。
171 家具製造業	1711 木製家具製造業(漆塗りを除く) 1712 金属製家具製造業 1713 マットレス・組スプリング製造業	・プラスチック製家具、ガラス製テーブル(1799)、漆塗家具(3461)を除く。 ・金庫(2891)を除く。 ・和室用マットレス(1591)、個々のスプリング(2892)を除く。
173 建具製造業	1731 建具製造業	・木製サッシ(1621)を除く。
232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2321 ゴム製履物・同附属品製造業 2322 プラスチック製履物・同附属品製造業	・合成皮革製を含む。
241 なめし革製造業	2411 なめし革製造業	
242 工業用革製品製造業(手袋を除く)	2421 工業用革製品製造業(手袋を除く)	・革製手袋(2451)を除く。
243 革製履物用材料・同附属品製造業	2431 革製履物用材料・同附属品製造業	
244 革製履物製造業	2441 革製履物製造業	
245 革製手袋製造業	2451 革製手袋製造業	・一部革製手袋(1565)を除く。 ・合成皮革製を含む。
246 かばん製造業	2461 かばん製造業	・材料のいかんを問わない。
247 袋物製造業	2471 袋物製造業(ハンドバッグを除く) 2472 ハンドバッグ製造業	} 材料のいかんを問わない。
248 毛皮製造業	2481 毛皮製造業	・毛皮製衣服・身の回り品(1541)を除く。
249 その他のなめし革製品製造業	2499 他に分類されないなめし革製品製造業	・運動用具(3434)を除く。 ・なめし革製衣服(1569)を除く。
254 陶磁器・同関連製品製造業	2541 衛生陶器製造業 2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 2543 陶磁器製置物製造業 2544 電気用陶磁器製造業 2545 理化学用・工業用陶磁器製造業 2546 陶磁器製タイル製造業 2547 陶磁器絵付業 2548 陶磁器用はい(坏)土製造業 2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業	・陶磁器製がん具(3431)を除く。 ・石タイル(2583)を除く。 ・陶磁器製家具(1799)、陶磁器製がん具(3431)を除く。

<p>282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業</p>	<p>2821 洋食器製造業 2822 機械刃物製造業 2823 利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く） 2824 作業工具製造業（やすりを除く） 2825 やすり製造業 2826 手引のこぎり・のこ刃製造業 2827 農業用器具製造業（農業用機械を除く） 2829 その他の金物類製造業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴金属製（3411）を除く。 ・ライター用やすり（2899）を除く。 ・農業用機械（2921）を除く。
------------------------------	---	--